

お知らせ

令和4年12月

自治会の資源回収時における**雑がみの回収方法**について「**ビニール袋**」や「**ビニールひも**」でも出せるようになりました。

毎月2回の資源回収で行っている「**雑がみ回収**」について、本年12月からレジ袋などの**ビニール袋**でも出せるようになります。また、**ビニールひも**で縛って出すこともできます。

ご家庭にある紙袋やビニール袋を使って、生ごみなどの可燃ごみと分けて保管し、資源回収の日に出してください。

可燃ごみの削減にご協力をお願いします。

1 雑がみの出し方

これまで

- ①紙ひもで縛る。
- ②紙袋に入れて封をする。



変更後(令和4年12月以降)

- ①紙ひもや**ビニールひも**で縛る。
- ②紙袋に入れて封をする。
- ③**ビニール袋**に入れて口を縛る。



※ビニール袋で出す場合は、**透明または半透明の袋（白色レジ袋可）**を使用してください。

※可燃ごみとの混同を避けるため、**市指定の燃やせるごみ袋（緑の袋）**は使用しないでください。

2 変更時期

令和4年12月の資源回収から、ビニール袋やビニールひもでも出せます。

3 注意事項

月2回の資源回収以外で、**民間事業者や自治会が独自に設置した古紙回収ボックスに出す場合は、ビニール袋やビニールひもは使えません。**お問い合わせのないようにお願いします。